

被災したとき、年金ってどうなるの？

災害で被害を受けたとき、年金はちゃんともらえる？ 年金保険料は払わなくてはならない？ 気になるあれこれを教えてもらいました。

監修／社会保険労務士・望月厚子 税理士・望月茂



(年金受給前に被災した場合…)

国民年金保険料の免除を受けられる制度があります

●災害時の保険料免除制度とは

地震や風水害、火災などの災害で、住宅や家財などの財産が価額の概ね2分の1以上の損害を受けたときは、申請手続きをすれば国民年金保険料が免除になります。

●所得が減った場合も免除の対象です

財産が2分の1以上の損害を受けていなくても、前年の所得(1~6月に申請する場合は前々年所得)が一定額以下になっている場合や失業した場合は、申請書を提出し、承認されると保険料の納付が免除されます。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類です。

●保険料免除のための手続き

「国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届」と、財産が被害を受けた場合は「被災状況届」を市区町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所などに提出します。

国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届	
日本年金機構事務 あて	
令和 年 月 日	
氏 名	個人番号 (ふりがなと生年月日)
性 別	
被災者の名	届出者の親族
被災状況届	
① 被災状況	被災年月日 年度 年 月 日
② 次の財産のうち、最も被害の大きかったものを一つだけ〇で囲んでください。	
○ 住居	ニ 宅地
○ 使えない建物	ホ 建物
○ 其他	ヘ その他の財産()
③ 〇で囲んだ財産について記入してください。	
被災前の財産の価額とその価格	損害の程度とその金額
概要	程度
万円	万円
④ この災害について、保険金又は損害賠償金を受けていますか。 「いたたひのないそれぞぞで困んでください。」 イ 受けている ロ 受けていない	
⑤ ほの〇で囲んだ場合は、受け取った保険金又は損害賠償金の金額を記入してください。 万円	
□ お読みの注書き欄をよく読んでから記入してください。	
□ お読みの注書き欄	□ お読みの注書き欄

※この手続きなしに保険料を納めていると、免除ではなく、未納扱となります。全額免除の場合はその期間分の老齢年金額の2分の1を受け取ますが、未納の場合はその期間分の年金がゼロとなり、受給資格期間に反映されません。

被災状況届の「その他の財産」には、機械・器具・荷車・漁船・牛馬・水車などの事業用財産の名称を記入。

詳しくは、市区町村役場の国民年金担当窓口またはお近くの年金事務所へご相談ください。

災害時は日本年金機構のサイトなどで対応内容などが掲載されることがあるので、その都度確認しましょう。

(年金受給中に被災してしまった…)

困ったを解消! Q&A

Q1

通帳やキャッシュカードを紛失してしまった。
現金を引き出すことはできる?



A1



災害時でも年金は口座にきちんと振り込まれます。振込先の金融機関の預金通帳や印鑑、キャッシュカード等をなくしたら、まずは年金支払いの指定口座のある金融機関に、現金の引き出しの方法をご相談ください。なお、相談の際は、できるだけ運転免許証など本人確認できるものを持参しましょう。災害の規模によっては緊急払い出し対応をおこなう場合もあります。年金支払いの指定口座を公金受取口座に指定している場合、緊急時の給付金などの申請で口座情報の記載が不要になります。

Q2

年金証書を紛失してしまった。
どうすればよい?



A2



年金証書や年金手帳がなくなっていても、年金は口座に振り込まれるのであわてる必要はありません。危険な状況のなか、年金証書を探しに被災したご自宅に行かないようにしましょう。なくしても、後日、年金事務所などで手続きすれば年金証書は再発行できますから、ご安心ください。

Q3

年金振込先の銀行の店舗が
営業していない。
ちゃんと振り込まれる?



A3

振込先の支店が倒壊などして営業できなくなっていても、年金はいつもどおり指定口座に自動的に振り込まれています。振り込まれたお金は別の支店やATMなどから引き出すことができます。

Q4

自宅が被災したため、親戚の家にいます。
年金受給者の住所変更や
通知書の受取先変更はできる?



A4

- 避難先に引っ越しして
役場に転居届を出す場合…

すでにマイナンバーを日本年金機構に届け出ているなら、日本年金機構への住所変更届は不要です。

- 一時的な避難で役場に転居届は出さない場合…

年金に関する通知書などを避難先に送ってほしい場合は、「年金受給権者 住所変更届」を年金事務所などに提出します。

相談窓口 年金に関するお問い合わせ

「ねんきんダイヤル」

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050で始まる電話などナビダイヤルを
利用できない電話でかける場合は

(東京) **03-6700-1165** (一般電話)

※災害の規模によっては、専用ダイヤルが開設されることがあります。



年金とあわせて… 知っておきたい 災害時の税金豆知識

申告・納付などの期限の延長

災害などにより申告・納付・その他届出などの手続きをその期限までにできないときは、以下の方法でその期限が延長されます。

1. 地域指定

災害による被害が広い地域に及ぶ場合は、国税庁長官が期限を延長する地域と延長された期日を決めて告示します。

2. 対象者指定

国税庁長官が運用する税のシステムに障害が起きて、税の申告・納付などができるない方が多数いる場合は、国税庁長官が延長する対象者と期日を決めて告示します。

3. 個別指定

個別に所轄税務署長に申告・納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることにより延長できます。詳しくは次のページでご説明します。

税によって窓口が異なります

税の種類により相談窓口が異なります。

● 法人税や源泉所得税、申告所得税、消費税などの国税

所轄の税務署に相談しましょう。
電話相談…電話相談センター(0570-00-5901(ナビダイヤル))
面談相談…税務署での事前予約が必要です。

● 市県民税や固定資産税、自動車税などの地方税

都道府県・市区町村の担当窓口に相談しましょう。



災害で被害を受けたときの税金手続き

災害により被害を受けた場合、税に関する手続には以下のようになります。

① 災害により申告・納税・その他届出などの手続きを期限以内にできない場合

所轄税務署長に申告・納付の期限延長申請をして、承認を受けることができれば、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で期限が延長されます。この手続きは、期限が過ぎた後でもできます。

[手続き]

申請時は、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を所轄の税務署に提出します。申請書類は、e-Tax(税のネット手続き。利用者登録が必要)で作成し、提出することもできます。

② 災害により財産に相当な損失を受けた場合

災害で財産がおおむね20%以上の損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けると、納税の猶予を最長で3年受けられます。

③ 住宅や家財などに損害を受けた場合

確定申告で雑損控除を受けるか、災害減免法による税金の軽減免除を受けるか、どちらかを選んで、所得税を軽減できます。詳しくはP7~8を確認しましょう。



災害時の税金の軽減

被災により住宅や家財に損害を受けた場合、確定申告の際に、「所得税法」による雑損控除、「災害減免法」による税金の軽減免除のどちらかを有利選択して、所得税の全部または一部を軽減することができます。



【雑損控除】

災害または盗難、横領によって、資産について損害を受けた場合などに受けることができる所得控除です。なお、詐欺による損害は対象となりません。

【災害減免法】

被害額が住宅または家財の価額の2分の1以上で、かつ、雑損控除の適用を受けない場合は、所得金額に応じて所得税額が軽減免除されます。

雑損控除と災害減免法の違い

	雑損控除	災害減免法
対象となる損害の原因	<ul style="list-style-type: none">・地震、風水害、冷害、雪害、落雷などの自然災害・火災など人による災害・害虫など生物による災害・盗難、横領	<ul style="list-style-type: none">・地震、風水害、冷害、雪害、落雷などの自然災害・火災など人による災害・害虫など生物による災害
対象となる資産	次のいずれにも当てはまらないもの…棚卸資産、事業用固定資産、生活に通常必要でない資産	住宅または家財(日常生活に必要なもの)
所得制限	なし	1000万円

控除額または減免額

雑損控除	災害減免法
次の(1)と(2)のうちいずれか多いほうの金額が所得から差し引かれます。 (1)(損害金額※+災害等関連支出の金額-保険金等の額)-(総所得金額等)×10% (2)(災害関連支出の金額-保険金等の額)-5万円	所得によって所得税の軽減額が異なります。 ・所得500万円以下…所得税の額の全額 ・500万円超750万円以下…所得税の額の2分の1 ・750万円超1000万円以下…所得税の額の4分の1

※「損害金額」とは、損害を受けた直前におけるその資産の時価を基にして計算します。

手続き方法(確定申告)

雑損控除や災害減免法の適用を受けるには、確定申告を通じて手続きをおこなう必要があります。

【雑損控除】

確定申告書に、雑損控除に関する事項を記入し、提出の際に、災害などに関連したやむを得ない支出に関する領収証を添付するか、提示します。

【災害減免法】

確定申告書に、災害減免法の適用を受ける旨と、被害の状況と損害金額を記入して、所轄税務署に提出します。

期日…所得税の軽減または免除は、確定申告書が期限後申告であっても適用されます。また、修正申告書または更正の請求書を提出する際に適用を受ける選択をすることも可能です。

押さえておきたいポイント!

- 重複利用はできない…雑損控除と災害減免法を同時に利用することはできません。なお、確定申告書では雑損控除を選択していても、修正申告書または更正の請求書を提出して、災害減免法による所得税の軽減または免除の適用を受けるよう変更することが可能です。
- 災害減免法の適用は災害の年の1年のみ。雑損控除は、損害額が1年で控除しきれない場合には、最大3年間繰り越しができます。